

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R3年度の進捗評価（凡例）】
 S：進捗率100%
 A：進捗率90%以上100%未満
 B：進捗率75%以上90%未満
 C：進捗率60%以上75%未満
 D：進捗率60%未満

資料4

R4.4時点

部局	令和4年3月までの取組(実績)	令和4年4月以降の取組						
土木部	<p>①平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、水害・土砂災害への備えに関する施設管理者向けの説明会を開催。</p> <p>②県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。</p> <p>③水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況についてフォローアップを実施。（取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有）</p> <p>④令和3年10月7日付け文書で各市町村あてに、改めて今年度中の避難確保計画作成完了に向けた取組と、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼。（河川課と防災砂防課連名で発出）</p> <p>⑤計画作成の進捗が伸びていない市町村を訪問し、防災担当者・施設関係担当者と、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼</p> <p>⑥高知市で避難確保計画が未作成の施設を対象に説明会を実施</p> <p>○避難確保計画作成状況</p> <table border="1" data-bbox="683 745 858 925"> <tr> <td data-bbox="683 745 699 824">計画作成に向けた取組の進捗評価</td> <td data-bbox="699 745 858 824"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 824 699 891">・水防法 82.4% (R3.10月末) → 94.5%(R4.3月末)</td> <td data-bbox="699 824 858 891"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 891 699 925">・土砂災害防止法 81.1% (R3.10月末) → 96.3%(R4.3月末)</td> <td data-bbox="699 891 858 925">A</td> </tr> </table>	計画作成に向けた取組の進捗評価		・水防法 82.4% (R3.10月末) → 94.5%(R4.3月末)		・土砂災害防止法 81.1% (R3.10月末) → 96.3%(R4.3月末)	A	<p>・引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。</p>
計画作成に向けた取組の進捗評価								
・水防法 82.4% (R3.10月末) → 94.5%(R4.3月末)								
・土砂災害防止法 81.1% (R3.10月末) → 96.3%(R4.3月末)	A							
危機管理部	<p>・令和2年7月16日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出）。</p> <p>・令和3年6月10日に開催された公的備蓄検討会において、全市町村に対し、要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけ、要配慮者利用施設の管理者に対する計画作成の指導を依頼。</p> <p>・令和3年7月14日に避難確保計画の作成に関する市町村説明会を開催。</p> <p>・R3年度中に行う地域防災計画の修正時に、要配慮者利用施設を確実に位置付けてもらうよう依頼。</p> <p>【市町村地域防災計画位置付け状況】</p> <table border="1" data-bbox="683 1261 858 1440"> <tr> <td data-bbox="683 1261 699 1328">計画作成に向けた取組の進捗評価</td> <td data-bbox="699 1261 858 1328"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1328 699 1373">・水防法 91.3% (R3.10月末) → 88.7% (R4.3月末)</td> <td data-bbox="699 1328 858 1373"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1373 699 1440">・土砂災害防止法 90.9% (R3.10月末) → 96.4% (R4.3月末)</td> <td data-bbox="699 1373 858 1440">A</td> </tr> </table>	計画作成に向けた取組の進捗評価		・水防法 91.3% (R3.10月末) → 88.7% (R4.3月末)		・土砂災害防止法 90.9% (R3.10月末) → 96.4% (R4.3月末)	A	<p>・引き続き、市町村に対して、地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を位置付けてもらうよう依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼。</p>
計画作成に向けた取組の進捗評価								
・水防法 91.3% (R3.10月末) → 88.7% (R4.3月末)								
・土砂災害防止法 90.9% (R3.10月末) → 96.4% (R4.3月末)	A							
健康政策部	<p>・指定河川洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を基に医療機関の浸水、土砂災害の状況を把握し、土木部（河川課・防災砂防課）から提供される各市町村の指定状況や、市町村地域防災計画に位置づけられた施設（196施設）における計画の策定・訓練の実施状況を確認した。</p> <p>・厚生労働省による照会の機会を捉え、市町村地域防災計画に記載されている個別の医療施設に対し、計画の策定・訓練の実施状況等の調査を行うとともに制度の周知啓発を行った。</p> <p>・医療法の規定に基づく医療機関への立入検査や病院事務長会等の機会を捉えて、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設には避難確保計画作成の義務があることをお知らせしたうえで、計画策定の有無を確認し、未策定の場合には必要性を説明するなどにより策定を促した。</p> <p>○避難確保計画策定状況</p> <table border="1" data-bbox="683 1843 858 2022"> <tr> <td data-bbox="683 1843 699 1910">計画作成に向けた取組の進捗評価</td> <td data-bbox="699 1843 858 1910"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1910 699 1977">・水防法 [R4.3月末] 74.8% (92施設/123施設)</td> <td data-bbox="699 1910 858 1977"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1977 699 2022">・土砂災害防止法 [R4.3月末] 90.5% (67施設/74施設)</td> <td data-bbox="699 1977 858 2022">B</td> </tr> </table>	計画作成に向けた取組の進捗評価		・水防法 [R4.3月末] 74.8% (92施設/123施設)		・土砂災害防止法 [R4.3月末] 90.5% (67施設/74施設)	B	<p>今後も引き続き指定状況等の確認を行い、対象医療機関への立入検査等の際に避難確保計画の作成や避難訓練の実施の必要性の周知を継続していく。</p>
計画作成に向けた取組の進捗評価								
・水防法 [R4.3月末] 74.8% (92施設/123施設)								
・土砂災害防止法 [R4.3月末] 90.5% (67施設/74施設)	B							

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R3年度の進捗評価（凡例）】
 S：進捗率100%
 A：進捗率90%以上100%未満
 B：進捗率75%以上90%未満
 C：進捗率60%以上75%未満
 D：進捗率60%未満

R4.4時点

部局	令和4年3月までの取組(実績)	令和4年4月以降の取組
子ども・福祉政策部	・防災対策マニュアルが、避難確保計画の水準に達しなくなった高知市所管の高齢者施設（有料老人ホーム）20施設に対する指導について、高知市に働きかけを行い修正が完了。 ○避難確保計画策定状況 ・水防法 [R4.3月末] 99.6%（614施設/616施設） ・土砂災害防止法 [R4.3月末] 99.6%（251施設/252施設）	・未作成の3施設について、 2施設は市町から作成を要請中、 1施設は現在休止中で、今後廃止の可能性あり。
文化生活スポーツ部	・市町村の地域防災計画に位置付けられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の策定を依頼。各学校の策定状況を確認。 ○避難確保計画作成状況 ・水防法 [R4.3月末]100%（13校/13校） ・土砂災害防止法 [R4.3月末]100%（8校/8校）	・計画に基づいた訓練の実施と、市町村への訓練結果の報告を依頼。
教育委員会	【学校】 ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある全ての県立学校については、避難確保計画の作成が完了。 （市町村立学校については、要配慮者利用施設に位置付けられている全ての学校で避難確保計画の作成が完了。） 【保育所、幼稚園、認定こども園】 ・洪水浸水想定区域にある1園を除き、避難確保計画の作成が完了。 【放課後児童クラブ、放課後子ども教室】 ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある全ての放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、避難確保計画の作成が完了。 ○避難確保計画作成状況（学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室） ・水防法 [R4.3月末] 99.7%（311施設/312施設） ・土砂災害防止法 [R4.3月末] 100%（258施設/258施設）	【学校】 ・引き続き、学校には、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。 【保育所、幼稚園、認定こども園】 ・3月末までに避難確保計画が作成できていなかった1園については、4月に避難確保計画の作成が完了。 【放課後児童クラブ、放課後子ども教室】 ・引き続き、対象施設には、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう働きかけを行っていく。 ※今後、要配慮者利用施設に位置付けられた施設については、速やかに避難確保計画の作成と避難訓練の実施を行うよう、働きかけを行っていく。